

(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び
賑わい創出社会実験企画運営業務委託に係る

公募型プロポーザル

1次審査・2次審査評価要領

仙台市財政局理財部
本庁舎整備室

(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び
賑わい創出社会実験企画運営業務委託に係る
公募型プロポーザル 1 次審査評価要領

1. 1 次審査評価要領

- (1) 1 次審査は、参加表明書及び業務実績調書について書面審査を行う。
- (2) 参加表明書評価の評価項目及び配点は、「2. 評価項目」に示すとおり。
- (3) 参加表明書評価は、事務局が評価基準に従い基礎評価を行い、選考委員が最終評価を行う。
- (4) 参加者が特定されないよう、参加表明書及び業務実績調書の一部を処理してから評価を行う。
- (5) 選考委員一人当たりの持ち点は、1 参加者につき 20 点満点とする。
- (6) 業務実績等における評価は、以下の業務への従事実績について行う。

①国または地方公共団体が発注した業務のうち、類似業務（社会実験、イベント等の実施）やその効果調査等に係る業務の元請けを受注した実績があること。

②国または地方公共団体が発注した業務のうち、まちづくりに関する市民や有識者等の参画する会議等を運営する業務の元請けとして受注した実績があること。

- (7) 評価対象とする実績は、日本国内の業務かつ平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに業務が完了したものに限る。
- (8) 共同企業体の構成員として行った業務実績については、代表者として行ったものに限り評価の対象とする。

2. 評価項目

(1) 参加表明書評価（参加者の実力、配置予定担当者の実力） [配点合計 20 点]

評価対象		評価項目	配点
参加者の実力	①業務実績	参加者の業務実績について評価する	10
配置予定担当者の実力	②総括担当者	総括担当者としての従事実績について評価する	5
	③主担当者	同様の業務への従事実績について評価する	5

※③において対象となる実績は、平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間に完了した業務におけるもので、仕様書第 2 章第 1 項から第 4 項に示す担当業務内容と同様の業務を行った場合を含む。

参加表明書の評価基準は以下のとおり。

①業務実績

評価基準	評価	点数
いずれの業務についても業務実績を有する	A	10
いずれかの業務について業務実績を有する	B	6

②総括担当者

評価基準	評価	点数
いずれの業務についても従事実績を有する	A	5
いずれかの業務について従事実績を有する	B	3

③主担当者

評価基準	評価	点数
いずれの業務についても従事実績を有する	A	5
いずれかの業務について従事実績を有する	B	3
いずれの業務についても従事実績を有さない	C	0

3. 1次審査評価点の集計について

- (1) 選考対象者について参加表明書の評価点を集計する。
- (2) 参加者が特定されないよう参加表明書等の一部を処理してから集計を行う。
- (3) 評価点の集計方法は以下のとおり行い、1次審査評価点とする。
- (4) 各選考委員の1次審査評価点の取りまとめは事務局で行う。

評価対象			配点
参加表明書	参加者の実力	業務実績	10
	配置予定担当者の実力	総括担当者	5
		主担当者	5
1次審査評価点			20

(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び
賑わい創出社会実験企画運營業務委託に係る
公募型プロポーザル 2 次審査評価要領

1. 2 次審査評価要領

- (1) 2 次審査は、企画提案書についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案書評価の評価項目及び配点は、「2. 評価項目」に示すとおり。
- (3) 企画提案書評価は、各評価項目により選考委員が評価を行い、事務局が取りまとめる。
- (4) 参加者が特定されないよう企画提案書等の一部を処理してから評価を行う。
- (5) 選考委員一人当たりの持ち点は、1 参加者につき 80 点満点とする。

2. 評価項目

〔配点合計 80 点〕

評価対象		評価項目	配点
企画提案書 の内容	テーマ 1 「(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会の形成に向けた取組方針」	ヒアリングを踏まえ、本業務の実施方針の考え方や業務理解度、(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会の形成プロセス、実施体制等及び当該業務コスト合理化の工夫に係る実現性・的確性・独創性を評価する	20
	テーマ 2 「社会実験の実施方針及び運営体制」	ヒアリングを踏まえ、本業務の考え方や業務理解度、関連業務や調整事項等の手法、実施体制等及び当該業務コスト合理化の工夫に係る実現性・的確性・独創性を評価する	20
	テーマ 3 一体的利活用に向けた 「課題と解決策の提示」	本業務の遂行にあたって想定される現状の課題、法的要件の整理及びその対策に関する考え方の実現性・的確性・独創性を評価する	30
プレゼンテーション		プレゼンテーション・質疑応答の内容、説明姿勢、わかりやすさ、熱意を評価する	10

企画提案書の評価基準は以下のとおり。

評価対象		評価基準				
		A	B	C	D	E
		極めて良好	良好	普通	やや劣る	劣る
企画提案書 の内容	テーマ 1	20	16	12	6	0
	テーマ 2	20	16	12	6	0
	テーマ 3	30	24	18	9	0
プレゼンテーション		10	8	6	3	0

3. 総合評価点集計について

- (1) 選考対象者について1次審査及び2次審査の評価点を集計する。
- (2) 参加者が特定されないよう参加表明書等の一部を処理してから集計を行う。
- (3) 評価点の集計方法は、以下のとおり行い総合評価点とする。
- (4) 各選考委員の総合評価点の取りまとめは事務局で行う。
- (5) 総合評価点が同点となった場合は選考委員による決選投票を行い、受注候補者及び次点者を特定する。

評価対象			配点
1次審査	参加表明書	20点満点×1.0	20
2次審査	企画提案書	80点満点×1.0	80
総合評価点			100